

令和8年度埼玉県公立特別支援学校介護等の体験 実施要項

埼玉県教育委員会

1 目的

この要項は、埼玉県公立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）において実施する「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）で義務付けられている介護等の体験（以下「介護等の体験」という。）に関して必要な事項を定め、特別支援学校における介護等の体験の円滑かつ適正な運営を確保することを目的とする。

2 介護等の体験を申請する大学及び短期大学の要件

埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に介護等の体験の申請を行うことができる大学及び短期大学（以下「大学等」という。）は、次の要件を備えた大学等とする。

- (1) 小学校及び中学校の教育職員免許状の認定課程のある大学等であること。
- (2) 県教育委員会に免許を一括申請する大学等であること（大学等又は通信教育によって教職科目を履修している者（以下「科目等履修生」という。）のうち、県教育委員会に免許を個人申請するものが在学している大学等を含む。）。

3 介護等の体験を行う者の要件

特別支援学校において介護等の体験を行う者（以下「介護等の体験生」という。）は、次の要件を備えた者とする。

- (1) 県教育委員会に免許申請する大学等の学生及び科目等履修生であること。
- (2) 小学校及び中学校の教育職員免許状の取得を予定している者であること。
- (3) 介護等の体験に伴って想定される事故等に対応した保険に加入している者であること。
- (4) 伝染の恐れのある疾患にかかっていない者であること。
- (5) 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部科学省令第40号。以下「施行規則」という。）第3条に該当しない者であること。

4 介護等の体験の受入期間

原則として、令和8年5月から令和9年2月までの期間で、特別支援学校の長期休業日を除く期間とする。

5 介護等の体験の受入手順

- (1) 受入依頼予定者数の報告

介護等の体験を依頼しようとする大学等は、介護等の体験生受入依頼予定者数報告書（様式1）を作成し返信用封筒（長形3号）を同封のうえ、令和8年2月10日（火）（必着）までに県教育委員会に提出するものとする。

※ 例年、辞退者が出ている現状があり、その手続きのため、円滑な運営に支障が生じている。受入依頼予定者の報告に当たっては、事前に学生の意向を十分確認した上で提出すること。

(2) 受入計画の作成と受入決定

ア 県教育委員会は、介護等の体験生受入予定者数通知書（様式2）により、**令和8年2月26日（木）**までに特別支援学校に通知するものとする。

イ 特別支援学校は、介護等の体験生受入計画書（様式3）を作成し、**令和8年3月11日（水）**までに県教育委員会に提出するものとする。

ウ 県教育委員会は、介護等の体験生受入通知書（様式4）により、**令和8年3月25日（水）**までに大学等に通知するものとする。

(3) 実施手続

大学等は、介護等の体験生受入通知書（様式4）に基づき、介護等の体験生名簿（様式5）を作成し、介護等の体験の実施1か月前までに該当の特別支援学校に依頼するものとする。

ただし、8月・9月実施の場合は、7月中旬までに様式5を送付するものとする。

なお、介護等の体験生名簿（様式5）は所定の様式を用いて作成するものとし、電子データで提出することとする。

体験生名簿（様式5）には、必ず各大学等で定めたパスワードを設定し、メール等で該当の特別支援学校に連絡することとする。

〔件名〕 【〇〇大学】 介護等体験生名簿送付について

〔ファイル名〕 【〇〇大学】 □□特支宛

(4) 受入期間の変更

ア 介護等の体験を実施する特別支援学校（以下「介護等の体験校」という。）は、やむを得ない事由により介護等の体験生の受入期間を変更する必要があるときは、大学等と協議した上で、介護等の体験生の受入期間の変更をすることができるものとする。介護等の体験生の受入期間を変更した場合は、介護等の体験期間変更届（様式6－1）を県教育委員会及び大学等に届け出なければならない。

イ 大学等は、やむを得ない事由により介護等の体験生の受入期間を変更する必要があるときは、介護等の体験校と協議した上で、介護等の体験生の受入期間の変更をすることができるものとする。介護等の体験生の受入期間を変更した場合は、介護等の体験期間変更届（様式6－2）を、県教育委員会及び介護等の体験校に届け出なければならない。

(5) 介護等の体験の辞退

大学等は、やむを得ない事由により介護等の体験ができなくなったときは、介護等の体験を辞退することができるものとする。辞退した場合は、介護等の体験辞退届（様式7）を、介護等の体験校及び県教育委員会に届け出なければならない。

(6) 介護等の体験の最終報告

大学等は、すべての介護等の体験が終了した後は、体験生名簿（様式5）を令和9年2月末までに県教育委員会に電子データで提出すること。また、期間変更を行っている体験生がいる場合は新たな期間を備考欄に記入すること。

6 介護等の体験の指導

(1) 大学等

大学等は、介護等の体験の実施のための担当者を定め、介護等の体験に関する事前指導を実施するとともに、介護等の体験校及び県教育委員会との連絡に当たらなければならない。

(2) 特別支援学校

特別支援学校は、介護等の体験のための担当者を定め、適切な介護等の体験が実施できるよう指導に当たらなければならない。

(3) 県教育委員会

県教育委員会は、大学等及び特別支援学校と連携を図り、介護等の体験の適切な運営に努めるものとする。

7 介護等の体験生の責務

介護等の体験生は、大学等及び介護等の体験校の指導に誠実に従うとともに、介護等の体験により知り得た児童生徒に関する情報を他に漏らしてはならない。

8 事故発生責任

(1) 大学等は、介護等の体験校において介護等の体験生が故意又は重大な過失により発生させた事故については、すべてその責任を負うとともに、介護等の体験事故発生届（様式8）を、速やかに県教育委員会に届け出なければならない。

(2) 特別支援学校は、介護等の体験にかかわる事故が発生した場合には、県教育委員会又は当該市教育委員会が定めた書式によって、当該教育委員会に事故報告をしなければならない。

9 介護等の体験実施台帳の作成

特別支援学校は、介護等の体験が終了した者について、年度別に介護等の体験実施台帳（様式9）を作成し、これを3年間保存しなければならない。

10 証明書の発行

介護等の体験校の校長は、介護等の体験がすべて終了したときは、施行規則第4条による証明書を発行しなければならない。ただし、再発行はしない。

11 介護等の体験の実施報告

介護等の体験校は、当該年度に計画された介護等の体験がすべて終了したときは、介護等の体験生受入報告書（様式3）を県教育委員会に提出するものとする。

12 介護等の体験に係る費用負担

特別支援学校は、介護等の体験に係る実費を介護等の体験生から徴収することができる。

13 介護等の体験受入れの取消し

県教育委員会は、大学等又は介護等の体験生に、下記に該当する行為があったと認めたときは、介護等の体験の受入れを取り消すことができる。介護等の体験生の受入れを取り消したときは、介護等の体験取消通知書（様式10）により、大学等に通知するものとする。

- (1) 介護等の体験生受入れの要件（要項 2 及び 3）を欠く介護等の体験生を依頼したとき。
- (2) 介護等の体験生が、この要項 7 に定める介護等の体験生の責務を遵守しないとき。

14 市教育委員会への書類の経由

この要項の特別支援学校のうち市立特別支援学校に係る書類は、すべて当該市教育委員会を経由するものとする。ただし、さいたま市教育委員会は除く。

15 その他

さいたま市教育委員会については、本「実施要項」及び「介護等の体験実施に伴う事務の流れ」において、「県教育委員会」は「さいたま市教育委員会」に読み替えるものとする。また、この要項に定めるもののほか、介護等の体験実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。